

第1部 計画の役割と前提

第1章 中期実施計画の役割

第2章 策定の背景・視点

- I 区政を取り巻く環境の変化
- II 中期実施計画策定の視点

第3章 財政計画

第1章 中期実施計画の役割

1 計画の役割

葛飾区は、基本構想に掲げる区のあるべき将来像「みんなでつくる、水と緑と人情が輝く暮らしやすいまち・葛飾」を実現するため、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする基本計画を策定しました。

中期実施計画は、基本計画の着実な推進を目指し、中期（令和6(2024)年度～令和9(2027)年度）に取り組む具体的な事業内容を年次計画として明らかにするものです。

2 計画の期間

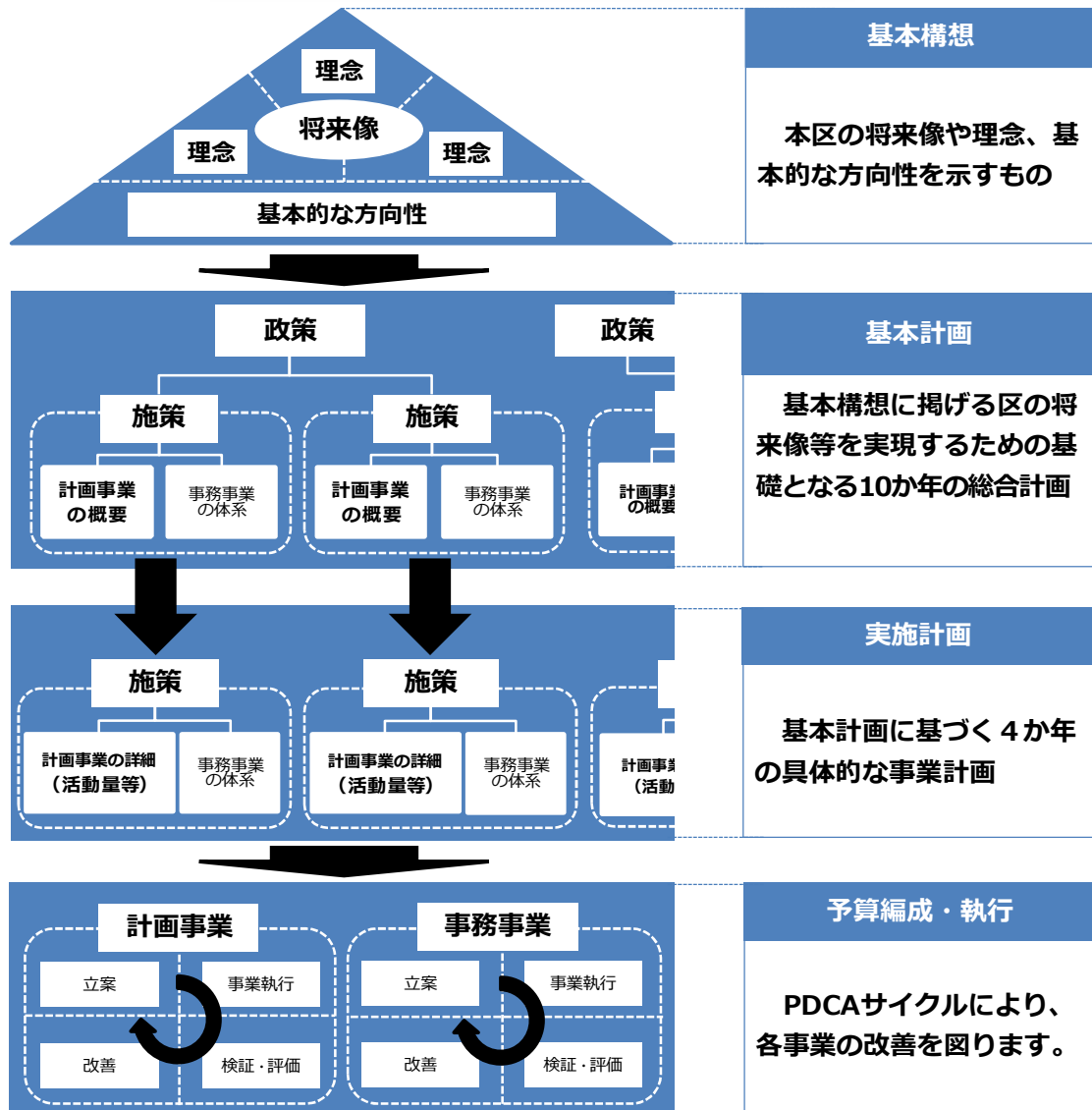
令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4か年の計画です。

3 計画の目的・位置付け

- (1) 区の行財政の基本となる計画として、今後の各年度の重点事業や予算編成などの指針を示すとともに、区が実施すべき主要課題を明らかにしつつ、各分野における関連事業の調整を行った区の総合的な計画です。
- (2) 計画期間に対応した財政計画を示し、計画事業の実現性の見通しを明らかにしています。
- (3) この実施計画では、「政策立案→事業執行→検証・評価→改革・改善」のPDCAサイクルをより円滑に運用できるよう、①「計画」②「予算」③「行政評価」における事務事業等の表記を可能な限り一致させました。

今後、計画事業の進捗状況や評価指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、経営資源の最適化や事務事業の改善などをより一層進めます。

計画の体系



1 基本構想

本区の将来像や理念、基本的な方向性を示すものです。

長期にわたり区が目指すべき将来像、区政運営の根本を貫く理念、将来像の実現に向けた基本的な方向性を示します。

2 基本計画

基本構想に掲げる区の将来像等を実現するための基礎となる10か年の総合計画です。

基本構想の基本的な方向性の下に各政策を設け、政策を達成するための手段を各施策として具体化します。施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示します。

3 実施計画

基本計画に基づく4か年の具体的な事業計画です。

基本計画に基づき、計画事業の活動量や財政計画、計画事業の実現性の見通しを示すとともに、各年度の重点事業や予算編成等の指針とするものです。

4 予算編成・執行

計画事業の進捗状況や成果・評価指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、事務事業の改善などを進めます。

第2章 策定の背景・視点

I 区政を取り巻く環境の変化

1 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発しています。令和4年5月には、30年以内に発生する確率が70%を超えるとされる首都直下地震について10年ぶりに被害想定が見直されるなど、今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まっています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、大型で強い台風や線状降水帯の発生が増加するなど、都市型水害等の危険性も増しており、多様化・激甚化する災害への対策の強化が求められています。さらに、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、近年増加している外国人区民の視点を踏まえたきめ細かな防災対策、災害時医療体制の整備のほか、協定団体等との受援体制についても強化が求められています。

今後、多様化する災害への対策の強化を図るため、デジタル技術を活用した効果的・効率的な防災体制を推進していくほか、分散避難の推進に関する取組や要配慮者支援体制の強化を図り、区民の命を守る「公助」の取組を進めていきます。また、「自助」「共助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災の仕組みを構築していく必要があります。

2 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、令和3年には、男性が81.47歳、女性が87.57歳となり、人生100年時代が間近に迫りつつあります。

本区では、悪性新生物(がん)や心疾患などの生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増など、新たな課題への対応も求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けられる環境づくりに向け、区民一人一人の健康や生活習慣に関するデータを活用して、好ましい生活習慣を促しながら健康づくり支援を進めていく必要があります。また、生活習慣病の予防、心の健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人一人が健康で日常生活を支障なく送ることができる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要があります。

3 地域共生社会に向けた対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質・量共に公的支援の充実が図られてきました。

しかし、「ひきこもり」の方の親も高齢となり介護を必要としている「8050問題」や、高

高齢者がいつまでも元気で心豊かに自分らしく過ごすため、健康状態をより長く維持する対策、希望に応じて地域で活躍できる環境を整えることが求められるなど、高齢介護やその予防に向けた支援は多岐にわたります。

また、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含め、生活困窮世帯の高等教育に関する意識を高めていく必要があります。

さらに、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、障害者の希望する就労へ結びつく支援がより求められています。

加えて、令和5年には、孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指す孤独・孤立対策推進法が成立しました。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、対象者本人の支援に加え、家族介護者を含めた世帯全体を支援する包括的な体制を強化していき、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要があります。

4 公共交通の充実に向けた対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところです。

高齢社会が進展する中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものになるとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供、自家用車から Co2 排出量の少ない公共交通へシフトすることなどによる脱炭素化の必要性など、新たな課題も生じています。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実と脱炭素化への貢献に向け、鉄道やバス交通の充実、省 Co2 化の促進に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要があります。

5 脱炭素社会や循環型社会に向けた対応

今般、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や緑化の推進、資源循環型社会の形成、生物多様性の推進などの環境施策は、地域の価値を高めるものとしての認識が世界的に広がっています。

一方で、気候変動など地球規模の環境問題が顕在化し、これらに起因する自然災害が多発しているとともに、令和5（2023）年は6月から8月までの全国の平均気温は平年より1.76℃高く、統計を始めた1898年以降で最も高くなるなど、既に私たちの身近な生活に影響が及んでいます。また、世界的な情勢不安はエネルギー価格の上昇につながり、区民生活や区内事業者の活動に多大な影響を及ぼしています。

令和5年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書統合報告書では、温暖化を1.5℃に抑えるには、令和17（2035）年までに温室効果ガスを60%削減（2019年比）する必要があると指摘されております。

国においては、カーボンニュートラルの実現やエネルギー危機に対応すべく、化石エネルギー

ギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心に転換するGX（グリーントランスフォーメーション）を実行すべく、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定しています。

区においても、令和5年葛飾区議会第1回定例会において「地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書」が可決されたように、区民の気候変動対策やエネルギーの安定化への関心は高まってきています。さらに、令和5年10月に本区からの提案により、2050年までに特別区が連携して特別区全体の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指すことを共同宣言しました。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、区内最大の事業者である区が率先し、ゼロエミッションかつしかの実現に向けたエネルギー利用の効率化や地域間連携による地域循環共生圏の実現に向けた取組を推し進める必要があります。また、資源循環型地域社会の形成を目指し、更なる発生抑制を主体とした3R[※]の推進とごみの適正処理を図る必要があります。

6 外国人区民の増加への対応

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和5年12月現在26,000人を超えています。新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に減少したものの、平成31年4月に創設された在留資格である「特定技能2号」の対象分野が拡大するなど、外国人が長期就労できる環境整備が進んでおり、今後も外国人区民の増加傾向が続くと予測されています。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル等が懸念されるなど、地域住民とのコミュニケーションが課題となっています。外国人区民に対し、日本語学習機会の提供のほか、日本の文化や生活習慣を知っていただくなど、地域共生に向けた取組を推進する必要があります。

今後、事業者や区民との協働を進め、日本語学習機会の提供体制を一層強化するとともに、日本人区民には「やさしい日本語[※]」の活用を推進するなど、国籍の違いにとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要があります。

7 産業構造の変化への対応

区内事業者の人手不足は深刻化しており、区内で就業を希望する女性や高齢者などの潜在的労働者の労働意欲を促すなど、多様な働き方を認めていく「働き方改革」が重要視されています。

また、急増している外国人区民に対する日本語学習機会の提供や手厚い就労支援、生活相談などのサービスを充実させることや、言語や文化の違いによる障壁を取り除き、就業しやすい環境を整えることで地域経済や社会への参加を促していくことが求められています。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、ICT[※]環境の整備や中小企業等のDX[※]への対応、事業の拡大・発展を目指す区内事業者に対する支援の拡充、ECサイトやSNS[※]等を活用した販路の拡大、産学公金の連携によるスタートアップ企業への支援など、区内事業者や区民にとって

働きやすい環境を整備することで、区内産業の活性化と新たなイノベーションの創出につなげていく必要があります。

8 観光への期待の高まり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による国内の観光客数は、一時的な減少が見られたものの、全国旅行支援などの観光需要喚起策や水際対策の緩和などにより、各地の観光イベントにも活気が戻り、国内観光客数も急速に回復しているところです。

さらに、インバウンド需要も勢いを増しており、各観光地では、言語や文化の違いによるコミュニケーションの障壁の解消、オーバーツーリズムによる地域社会への負担や環境への影響を防ぐために、地域への分散化や地域間連携を促進していくことが求められています。

今後も、区ゆかりのキャラクターや歴史、文化、自然などの観光資源を発掘・活用するとともにSNS^参等を活用して、国内外に向けて本区の魅力を発信し、本区の認知度やイメージアップを図っていく必要があります。また、亀有や柴又の新たな観光拠点施設の整備を契機に、地域が一体となってまちの魅力を向上させ、高付加価値化に取り組むことで、インバウンド需要や若年層などの新たな観光客層の誘客につなげていく必要があります。

9 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、リモートワークや時差勤務の利用による保護者の働き方の多様化に影響を与えた一方、友人や地域、身近な子育て機関などとの交流機会の減少をもたらしました。保護者の経済的・精神的負担感を軽減するため、子育てに係る不安を身近に相談し、解決につなげることでできる手段を拡充することで、安心して子育てができる環境整備を図る必要があります。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」をはじめ、国や東京都で子どもの権利を守るための取組が進んでいます。本区でも、令和5年10月に施行した「葛飾区子どもの権利条例」に基づき、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めていく必要があります。近年、ヤングケアラー^参、不登校、貧困、発達・適応、ひきこもりなど、子ども・若者に関する問題が複雑化しており、子ども・若者を主体とした視点を反映した分野を越えた取組が求められています。

さらに、グローバル化や情報化、少子高齢化などの社会状況の変化に伴い、高度化・複雑化する課題への対応が必要となっています。これからの学校教育では、基礎的な知識の習得に加え、思考力・判断力・表現力等を育成し、多様性あふれる子どもたち一人一人が様々な人と関係を構築していく力を身に付けさせることが必要となってきます。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、再開発に伴う学校の児童・生徒数の変化などによる需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要があります。

10 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

高度化する社会インフラにおいて、インターネットやスマートフォンをはじめとしたICT^参

(情報通信技術)は欠かすことのできないものとなり、コロナ禍を経て、社会・経済、教育、保健・医療など、あらゆる分野でオンライン化が進みました。生活の中のあらゆる物がネットワークにつながる時代が到来し、より快適で効率的な生活を生み出しています。最近では、メタバースや生成AI[※]を活用した新たなサービスも登場し、様々な社会的・経済的課題の解決に期待が高まっています。

「知識産業のあり方」が注目される令和の時代において、「第4次産業」と称されるIoT(様々なモノがインターネットにつながる仕組み)やAI(人工知能)、ビッグデータを用いた技術革新の加速度的な進化は、区民生活や産業構造に大きな変化をもたらし、区内の経済や社会にも大きな影響を与えています。

一方で、情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保、適切に情報を受発信したり、AI等の新たなツール・サービスを正しく活用したりするための情報リテラシーの向上、情報通信技術の活用能力に格差を生むデジタルデバイドという課題も生じています。

民間企業によるオンラインサービスがより身近なものとなり、人々がオンライン行政サービスに求める基準も、急速に高度化・複雑化する中、デジタル技術を戦略的に活用した、更なる区民サービス向上、内部業務効率化を図っていく必要があります。

11 SDGsへの対応

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、令和12(2030)年を期限とする「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)として、持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットが掲げられています。

我が国では、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部の下、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」や「SDGsアクションプラン」が示され、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、SDGsの達成に向けた取組が進んでいます。

本区においても、令和3年に策定した葛飾区基本計画の基本方針の1つに「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、持続可能なまちづくりを進めてきたほか、令和4年度には葛飾区SDGs推進計画を策定しました。

今後、SDGsが目指す経済・社会・環境の全ての面における発展に向け、区自らが取組を進めることに加え、区民・事業者等の多様な主体との連携・協働をより一層進め、SDGsの実現に向けた取組を推し進めていく必要があります。

12 人口動向

(1) 本区の人口動向

本区の人口は、令和2年5月の465,532人をピークに減少し、令和4年3月に461,685人まで減少しましたが、令和5年12月には467,245人となり、コロナ禍前を上回っています。

外国人人口は、コロナ禍により令和4年2月には21,591人まで落ち込んだものの、それ以降は回復し、令和5年12月には26,758人となっています。

出生数は減少傾向にあり、0～5歳児の数も減少している状況です。

(2) 周辺自治体の人口動向

コロナ禍が始まった令和2年以降、テレワークなどの在宅勤務の広がりに伴う地方移住の流れが進行していましたが、経済活動が再開されるにつれて出社を再開する動きが見られるなど令和4年頃から状況は一転し、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県「東京圏」は転入超過の傾向となっています。

(3) 今後の人口推計

令和7年頃をピークに徐々に人口減少が進み、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）が減少し、老年人口（65歳以上）の増加基調が続く見通しです。

13 その他の社会経済動向

新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月8日から感染症法の「5類感染症」に引き下げられ、地域活動やイベント、観光、文化等様々な事業が再開されました。経済社会活動の正常化に進む中で、個人消費の回復やインバウンド需要の増加などが期待されているところです。特別区交付金の原資となる市町村民税法人分も堅調に推移しており、景気も緩やかに持ち直してきている状況です。

しかし、新型コロナウイルス感染症がもたらした巣ごもり生活の長期化による健康への影響、人や地域とのつながりが薄れることによる地域コミュニティの希薄化など、コロナ禍が残した課題は大きく、解決に向けた新たな事業の立案が必要とされています。

また、ウクライナ情勢の長期化に伴い、建築資材等の原材料価格、エネルギー価格等が更に上昇するなど区民生活に大きな影響を与えています。今後も介護・医療・福祉等の社会保障関係費が高水準で推移すること、小中学校などをはじめとする公共施設の更新時期を迎えていくことなど、行政需要はますます増大していくことが見込まれています。

Ⅱ 中期実施計画策定の視点

本区の人口動向をみると、コロナの影響で一時は減少に転じたものの、令和5年12月には467,245人まで増加しています。近年の「東京圏」への転入超過傾向を捉え、特に子育て世代などを中心とした若い世代の流入や定住を促進することで、バランスの取れた人口構成を維持し、本区の持続的な発展を図る必要があります。

そのためには、子どもやその親たちから「葛飾で育ってよかった、葛飾で育ててよかった」と思われるよう、子育て支援や教育環境を充実させていくことはもちろん、子ども・子育て視点から住環境、雇用・産業など本区の全ての政策を横断的に捉え直し、総合的にまちづくりを進めていく必要があります。

また、高齢者人口の増加が予測される中、安心して福祉サービスを受けることができる環境づくりはもちろん、子どもから高齢者まであらゆる年代の方がスポーツに親しみ、いつまでも健康にいきいきと生活を楽しみながら暮らせる環境づくりが必要です。

さらに、あらゆる世代の方々が「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちづくりに向けて、魅力的な駅周辺拠点づくり、新金線の旅客化やバス交通の充実などによる誰もが移動しやすい環境づくり、区内産業振興をはじめとする地域の活性化に取り組みながら、生活者の視点から快適な都市環境を創造していく必要があります。

中期実施計画では、区民第一、現場第一を基本姿勢として区民ニーズの把握に努めるとともに、今後進展するICT[※]技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推し進めて、区民サービスの利便性と行政効率を一層向上させながら施策展開を図っていきます。そして、区民等との協働を一層推進して、葛飾区SDGs推進計画に掲げる「SDGsかつしか未来プロジェクト」の具体化を図り、本区の持続可能な発展を目指します。

第3章 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

この計画は、実施計画の実効性を確保するため、令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間の財政フレームを推計したものです。

財政予測については、社会経済情勢の変動をはじめ、国の動向、税制改正の影響など、明らかになっていない部分もあることから、現時点で想定できる範囲において、現行の行財政制度を前提に推計しました。

2 歳入、歳出の推計

(1) 歳入

a 特別区税	今後の経済動向や区の特性を踏まえて見込みました。
b 特別区交付金	現行制度を前提に、加算される今後のまちづくり事業等を踏まえて見込みました。
c 国・都支出金	現行制度を前提に、過去の実績や今後の対象事業等を踏まえて見込みました。
d 特別区債	基金の積極的な活用による特別区債の発行抑制を前提に、適債事業に該当する事業について見込みました。
e 基金繰入金	基金の目的に沿って、対象事業ごとに見込みました。
f その他	上記以外の歳入について、過去の実績等を踏まえて見込みました。

(2) 歳出

a 人件費	過去の実績や職員数の変動、退職者数等を踏まえて見込みました。
b 扶助費	現行制度を前提に、過去の実績等を踏まえて見込みました。
c 公債費	特別区債の既発行額や今後の発行見込額に係る元利償還金を見込みました。
d 特別会計繰出金	現行制度を前提に、過去の実績等を踏まえて見込みました。
e 一般行政費	「区民サービス向上改革プログラム」に掲げる取組を推進し、経費節減を前提に見込みました。
f 計画事業費	計画事業の実効性を確保するため、可能な限り財源を配分しました。

3 財政フレーム

(単位：百万円)

項目	年度	合計 (令和6(2024)年度～ 令和9(2027)年度)		令和6(2024)年度		令和7(2025)年度		令和8(2026)年度		令和9(2027)年度	
		構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率	構成比	伸比率
歳入	特別区税	151,503	-	34,174	-6.0%	38,645	13.1%	39,262	1.6%	39,422	0.4%
			15.2%		14.2%		15.6%		15.2%		15.8%
	特別区交付金	358,500	-	88,500	6.6%	89,000	0.6%	90,000	1.1%	91,000	1.1%
			35.9%		36.8%		35.9%		34.8%		36.4%
	国・都支出金	292,619	-	68,817	4.5%	72,467	5.3%	77,196	6.5%	74,139	-4.0%
			29.3%		28.6%		29.2%		29.9%		29.6%
特別区債	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	
		0.0%		-		-		-		-	
基金繰入金	82,018	-	18,700	40.1%	20,549	9.9%	24,312	18.3%	18,457	-24.1%	
		8.2%		7.8%		8.3%		9.4%		7.4%	
その他	112,794	-	30,413	23.9%	27,486	-9.6%	27,617	0.5%	27,278	-1.2%	
		11.3%		12.6%		11.1%		10.7%		10.9%	
合計	997,434	-	240,604	7.9%	248,147	3.1%	258,387	4.1%	250,296	-3.1%	
		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	
歳出	義務的経費	477,786	-	119,599	8.2%	117,889	-1.4%	121,415	3.0%	118,883	-2.1%
			47.9%		49.7%		47.5%		47.0%		47.5%
	内 人件費	135,231	-	34,844	11.1%	32,936	-5.5%	34,701	5.4%	32,750	-5.6%
			13.6%		14.5%		13.3%		13.4%		13.1%
	内 扶助費	335,813	-	83,024	6.5%	83,707	0.8%	84,259	0.7%	84,823	0.7%
			33.7%		34.5%		33.7%		32.6%		33.9%
	内 公債費	6,742	-	1,731	39.7%	1,246	-28.0%	2,455	97.0%	1,310	-46.6%
			0.7%		0.7%		0.5%		1.0%		0.5%
特別会計繰出金	77,113	-	19,175	2.1%	19,209	0.2%	19,239	0.2%	19,490	1.3%	
		7.7%		8.0%		7.7%		7.4%		7.8%	
一般行政費	245,105	-	59,555	1.7%	60,960	2.4%	61,444	0.8%	63,146	2.8%	
		24.6%		24.8%		24.6%		23.8%		25.2%	
計画事業費	197,430	-	42,275	20.3%	50,089	18.5%	56,289	12.4%	48,777	-13.3%	
		19.8%		17.6%		20.2%		21.8%		19.5%	
合計	997,434	-	240,604	7.9%	248,147	3.1%	258,387	4.1%	250,296	-3.1%	
		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%		100.0%	

※ 表内の数値は、表示単位未満を四捨五入し、端数調整を行っていないため、合計と一致しない場合があります。

※ 補正予算により、計上見込みの事業費が含まれているため、令和6(2024)年度の歳入・歳出額と当初予算額は一致しない項目があります。